

一般社団法人八幡市スポーツ協会 細則 (1)

(目 的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人八幡市スポーツ協会定款に定めるものの他本会を円滑に運営するための諸事項を定める。

(会 員)

第 2 条 定款第 6 条に規定する会員は各加盟団体 1 名とする。

- 2 前項の規定により選任された会員が役員に就任したときは、会員の資格を失う。この場合にあっては、その者の属していた加盟団体ごとにこれに代わる会員を選任する。

(役員の種類)

第 3 条 本会には次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	3 名
常務理事	1 名
会計	1 名
理事	24 名以内
但し、定款に定める理事数以内とする。	
本会の事業を推進するための特任理事 若干名	
監事	2 名以内

(役員の設定)

第 4 条 定款第 2 0 条に定める理事の選任は以下の通りとする。

競技種目連合 各 1 名

社会人野球連盟、サッカー協会、剣道連盟、柔道連盟、
空手道連盟、テニス協会、陸上連盟、
卓球連盟、バレーボール連盟、バスケットボール協会、
バドミントン協会、ゲートボール連盟、
グラウンドゴルフ連盟、日本伝統古武道、ゴルフ協会
スポーツ少年団 各 1 名

少年野球連盟、バトンスポーツ少年団

硬式野球スポーツ少年団、ソフトテニススポーツ少年団

レクリエーション連合	1 名
地域体振連合	1 名
学識経験者	1 名
会長が推挙した者	若干名

(役員を選任)

第 5 条 定款第 2 1 条に規定する役員を選任は以下の通りとする。

- 一 会長は定款に定めるところによる。
- 二 副会長、常務理事、会計は、会長が理事のうちから指名し、理事会の承認を受けるものとする。
- 三 監事は、理事会で推挙し、会員総会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第 6 条 本会の役員の職務は以下の通りとする。
- 一 会長は、定款の定めによるものとする。
 - 二 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたるときは、その職務を代行する。
 - 三 常務理事は、会務を掌握する。
 - 四 理事は定款に定めるところによる。
 - 五 会計は、本会の経理を司る。
 - 六 監事の職務は、定款に定めるところによる。

(総務会)

- 第 7 条 本会の運営のため、総務会を置く。
- 2 総務会は本会の会長、副会長、常務理事、会計により構成する。

(各種委員会)

- 第 8 条 本会に事業遂行上必要と認めた場合は各種委員会を置くことができる。
- 一 委員会は、理事会の議決を経て会長が定める。
 - 二 委員会に特任理事を置くことができる。

(事務局)

- 第 9 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に関する事項は理事会が定める。

(資産の構成)

- 第 10 条 本会の資産は、次のとおりとする。
- 一 加盟団体の負担金
 - 1 団体あたり、年額 8,000 円とする
 - 二 補助金及び委託金
 - 三 基金
 - 四 事業に伴う収入
 - 五 寄付金品
 - 六 その他の収入

(資産の管理)

- 第 11 条 本会の資産は、理事会の議決に基づき会長が管理する。

(経費の支弁)

- 第 12 条 本会の事業遂行に要する経費は、本細則第 10 条に掲げる資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 13 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

- 細則 (1) 第 4 条でジュニアレスリング少年団の項目は退会の為、2020 年 5 月 9 日削除

一般社団法人八幡市スポーツ協会 細則 (2)

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人八幡市スポーツ協会定款（以下「定款」という）第4条（事業）の規定により、加盟団体への報奨金に関わる諸事項を定める。

(京都府民総合体育大会)

第2条 京都府民総合体育大会において、上位3位までの入賞者（個人、団体）への報奨金を支給する。

1位：10,000円、2位：7,000円、3位5,000円とする。

2 入賞者は、賞状のコピーを提出のこと。

(全国大会へ出場)

第3条 所定の全国大会出場者（個人、団体）へ報奨金5,000円を支給する。

2 選考基準、資格について

（公財）日本スポーツ協会（等）に加盟する中央団体（統一団体であること）が公認する全国大会への京都府予選において、全国大会出場資格を得て出場した者（個人、チーム）で、（一社）八幡市スポーツ協会の加盟団体に所属する者である事。

但し、その競技人口に比較し、極端に少ないと思われる京都府予選は対象としない場合が有る。又、予選会の無い全国大会出場者は除外とする。

3 対象の全国大会の期間について

対象の全国大会の期間は4月1日から翌年3月31日に開催されたもの。

4 報奨金の支払いについて

上記第1項の選考基準を満たした（一社）八幡市スポーツ協会加盟団体の個人又はチームに年1回のみ報奨金を支給する。

該当の加盟団体に所属する個人・チームが、各種の大会に出場して該当の成績を何回も上げて申請されても、同一人物、同一チームには年2回以上の支給はしない。（例えばクラブを代わって出場するなど）

5 報奨金の申請及び申請期間について

一 報奨金の申請は、加盟団体の代表者が「報償金申請書」をもって行う。

二 申請時には当該全国大会及びその予選大会の概要や大会要項（組み合わせ表等）および結果（賞状のコピー含む）を提出する必要がある

三 申請期間は、出場資格を得てから6ヶ月以内に申請する事。

(審査について)

第4条 審査会は総務会（会長、副会長、会計、常務理事）のメンバーで構成するものとする。

2 審査会が申請書を審査して該当の加盟団体の個人・チームに対してのみ年1回報奨金が支払われる。

(附則)

細則(2)は2020年6月20日より施行する。